独立行政法人 農林漁業信用基金

Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

基金now

農林漁業信用基金 広報誌【基金now】

2026 10月 vol.22

農林漁業信用基金のあるべき姿 ～ともに考え、ともに支える。～

独立行政法人農林漁業信用基金 理事長　牧元 幸司

特集　令和９年度 農林水産関係予算概算要求について

農林水産省大臣官房予算課長　中尾 学

地域の農林漁業だより

長野県農業信用基金協会

鳥取県農林水産部森林・林業振興局

全国漁業信用基金協会　東京支所

群馬県農業共済組合

特集　農業近代化資金融通法の一部改正について

農林水産省経営局金融調整課長　白石 知隆

信用基金の動き等

事務所移転に関するお知らせ

令和７事業年度決算の概要

信用基金の動き、人事異動、編集後記、裏表紙



独立行政法人 農林漁業信用基金

基金now

農林漁業信用基金 広報誌【基金now】

CONTENTS　2026.10　Vol.22

農林漁業信用基金のあるべき姿 ～ともに考え、ともに支える。～

独立行政法人農林漁業信用基金 理事長　牧元 幸司 …… 01-03

特集 令和9年度 農林水産関係予算概算要求について

農林水産省大臣官房予算課長　中尾 学 …… 04-07

地域の農林漁業だより

農業信用基金協会だより

長野県農業信用基金協会 …… 08-09

林業・木材産業だより

鳥取県農林水産部森林・林業振興局 …… 10-11

漁業信用基金協会だより

全国漁業信用基金協会 東京支所 …… 12-13

農業共済組合だより

群馬県農業共済組合 …… 14-15

特集 農業近代化資金融通法の一部改正について

農林水産省経営局金融調整課長　白石 知隆 …… 16-18

信用基金の動き等

事務所移転に関するお知らせ …… 19

令和7事業年度決算の概要 …… 20-21

信用基金の動き、人事異動、編集後記、裏表紙 …… 22



農林漁業信用基金のあるべき姿

～ともに考え、ともに支える。～



令和８年10月１日

理事長　**牧元 幸司**

農林漁業信用基金は9月24日、旧コープビル跡地に建設された大手町ゲートビルディングに移転し、業務を開始しました。

農業信用基金協会が法制化されてから65年、農業信用保証保険制度が創設されてから60年となる本年、また、本日（10月1日）農業信用保証制度の原点ともいうべき農業近代化資金融通法の改正が施行されるという節目の時期に、新たな事務所がスタートするということに深い感慨を抱いております。

このタイミングで農林漁業信用基金として初心に帰って今後の「あるべき姿」について若手職員を含めた各階層の職員で検討することも意義あるものと考え、鋭意議論を重ねた結果、この「～ともに考え、ともに支える。～」として取りまとめました。農林漁業者、農業及び漁業の信用基金協会、融資機関など関係団体・機関の皆さまの御高覧に供すれば幸いです。

ともに考え、ともに支える。

- 農林漁業者と　ともに考え、ともに支える。
- 基金協会、融資機関など全ての関係機関と　ともに考え、ともに支える。
- そして職員同士も　ともに考え、ともに支える。

農林漁業信用基金のあるべき姿
～ともに考え、ともに支える。～

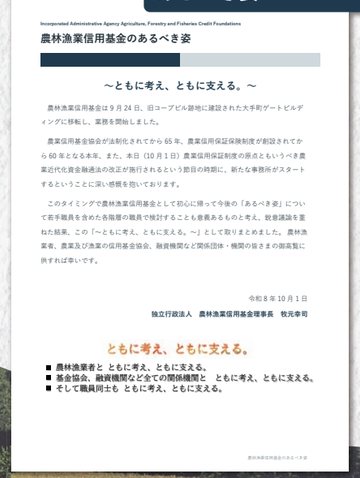
この度、当信用基金は「農林漁業信用基金のあるべき姿」を検討し、５つの「あるべき姿」に取りまとめましたので、ご紹介いたします。

当信用基金のホームページに公表しておりますので、是非ご覧ください。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/arubekisugata.html



農林漁業信用基金のあるべき姿



Incorporated Administrative Agency Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

農林漁業信用基金のあるべき姿

～ともに考え、ともに支える。～

農林漁業信用基金は９月24日、旧コープビル跡地に建設された大手町ゲートビルディングに移転し、業務を開始しました。

農業信用基金協会が法制化されてから65年、農業信用保証保険制度が創設されてから60年となる本年、また、本日（10月1日）農業信用保証制度の原点ともいうべき農業近代化資金融通法の改正が施行されるという節目の時期に、新たな事務所がスタートするということに深い感慨を抱いております。

このタイミングで農林漁業信用基金として初心に帰って今後の「あるべき姿」について若手職員を含めた各階層の職員で検討することも意義あるものと考え、就業議論を重ねた結果、この「～ともに考え、ともに支える。～」として取りまとめました。農林漁業者、農業及び漁業の信用基金協会、融資機関など関係団体・機関の皆さまの御高覧に供すれば幸いです。

令和８年10月１日

独立行政法人　農林漁業信用基金理事長　牧元幸司

ともに考え、ともに支える。

- 農林漁業者と ともに考え、ともに支える。
- 基金協会、融資機関など全ての関係機関と ともに考え、ともに支える。
- そして職員同士も ともに考え、ともに支える。

農林漁業信用基金のあるべき姿

信用基金の使命・役割



Incorporated Administrative Agency Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

信用基金の使命・役割

信用基金の使命

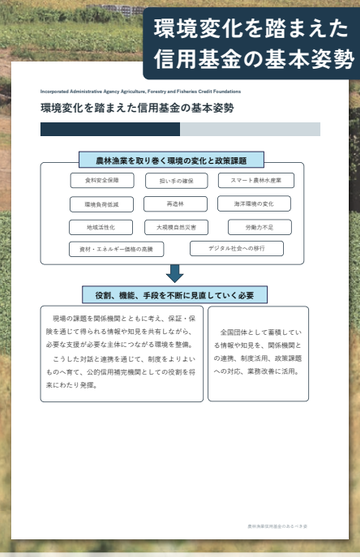
農林漁業信用基金の使命は、農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資すること。

使命を果たすための２つの役割

信用補完による円滑な資金供給	災害時等における共済団体等への支援
農林漁業の特性や災害・環境変化等により民間だけでは十分に担いきれないリスクや情報の不足を補完し、必要な資金が円滑に供給される環境を整備。	不慮の災害や急激な経済環境の変化が生じた場合において、農業共済団体・漁業共済組合等が農漁業者に対して共済金等の支払いを行うための原資を貸付け。

農林漁業信用基金のあるべき姿

環境変化を踏まえた信用基金の基本姿勢



Incorporated Administrative Agency Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

環境変化を踏まえた信用基金の基本姿勢

農林漁業を取り巻く環境の変化と政策課題

食料安全保障 / 担い手の確保 / スマート農林水産業 / 環境負荷低減 / 再造林 / 海洋環境の変化 / 地域活性化 / 大規模自然災害 / 労働力不足 / 資材・エネルギー価格の高騰 / デジタル社会への移行

↓

役割、機能、手段を不断に見直していく必要

現場の課題を関係機関とともに考え、保証・保険を通じて得られる情報や知見を共有しながら、必要な支援が必要な主体につながる環境を整備。

こうした対話と連携を通じて、制度をよりよいものへ育て、公的信用補完機関としての役割を将来にわたり発揮。

全国団体として蓄積している情報や知見を、関係機関との連携、制度活用、政策課題への対応、業務改善に活用。

農林漁業信用基金のあるべき姿

信用基金の５つのあるべき姿



Incorporated Administrative Agency Agriculture, Forestry and Fisheries Credit Foundations

信用基金の５つのあるべき姿

当基金の使命の中核は、必要な資金が届く環境を確かな信用補完で支えること（①）。

その機能を現場で有効に働かせるためには、関係機関との対話と連携、情報や知見の活用（②）が必要。

これらを将来にわたり支えるためには、業務を見直し（③）、公的機関としての規律を守り（④）、学びと知見が循環する組織基盤を整えること（⑤）が不可欠。

① 必要な資金が届く環境を、確かな信用補完で支える
② 関係機関と対話し、ともに農林漁業を支える
③ 業務を見直し、安定して機能し続ける組織基盤をつくる
④ 公的機関としての規律を守り、信頼される制度運営を行う
⑤ 学びと知見を循環させ、人と組織が成長し続ける

①必要な資金が届く環境を、確かな信用補完で支える



VISION 01

① 必要な資金が届く環境を、確かな信用補完で支える

01	円滑な資金供給を支える	融資機関・基金協会等による融資・保証が円滑に行われる環境を支える。
02	平時・有事の信用補完	平時にも有事にも、公的信用補完機関としての役割を的確に果たし、必要な資金が届く環境を支え続ける。
03	制度の周知・普及と活用	信用保証・保険制度の周知・普及を通じ、必要な資金需要に対して制度が適切に活用される環境をつくる。

②関係機関と対話し、ともに農林漁業を支える



VISION 02

② 関係機関と対話し、ともに農林漁業を支える

01	関係機関との連携	融資機関、基金協会、共済団体、行政、関係団体等と連携し、農林漁業者等を支える制度が現場でより活用され、必要な支援が必要な主体につながる環境づくりに取り組む。
02	役割分担を踏まえた支援	関係機関との対話を通じて、現場の課題や制度利用上の課題をともに考え、関係機関との役割分担の中で、必要な支援が必要な主体につながる環境を整えていく。
03	関係機関の状況に応じた情報の提供と活用	関係機関の制度理解の程度や業務分野の特性に応じて、情報提供、意見交換、事例共有を行い、関係機関との信頼関係を深め、制度の活用や改善につなげていく。 当基金が全国団体として蓄積している情報や知見を整理し、関係機関が必要な情報にアクセスしやすい形で提供することにより、制度の活用や改善につなげていく。
04	関係機関とともに制度を育てる	関係機関とともに課題を把握し、ともに制度を育て、ともに農林漁業を支える組織を目指す。

③業務を見直し、安定して機能し続ける組織基盤をつくる



VISION 03

③ 業務を見直し、安定して機能し続ける組織基盤をつくる

01	本来注力すべき業務への一層の集中	将来にわたり安定的・継続的に役割を果たすため、業務や組織体制を見直すとともに、業務の標準化、効率化、デジタル化を進め、限られた人員と時間の中で、本来注力すべき業務により一層、力を振り向ける。 定型的な業務を着実に実施することに加え、職員がより高度な判断、分析、企画、制度改善、関係機関連携に力を注げる環境を整えていく。
02	業務の可視化と組織基盤の整備	必要な確認や記録を確実に維持しながら、業務フローやマニュアルの整備、資料や判断過程の共有、業務の見える化、デジタル技術の活用等を通じて、業務品質の向上と安定的な業務運営を図る。
03	デジタル技術等の活用	デジタル技術、自動化ツール等を適切に活用し、業務の省力化・迅速化を進めるとともに、職員が担う業務を見直し、改善に取り組むことができる組織基盤を整えていく。

④公的機関としての規律を守り、信頼される制度運営を行う

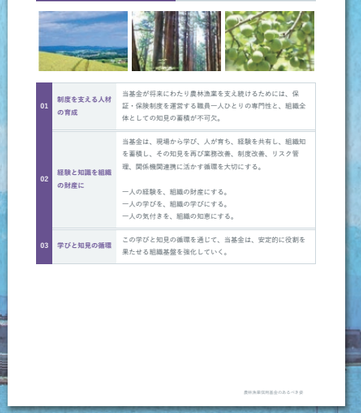


VISION 04

④ 公的機関としての規律を守り、信頼される制度運営を行う

01	法令に基づく適正な業務遂行	公的信用補完機関として、関係法令に基づき業務を適正かつ着実に実施するとともに、適切なリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティ、内部統制、説明責任を重視する。
02	政策目的と財務規律とのバランスの確保	保証・保険制度は、農林漁業者等の資金調達を支える一方で、信用リスクを伴う制度でもある。そのため、制度の運営に当たっては、政策目的と財務規律のバランスを最適し、制度が本来の目的に沿って機能しているかを不断に確認していく。
03	改革と規律の両立	改革と規律を両立し、目的に照らして手段を見直し、より良い制度運営を追求していく。

⑤学びと知見を循環させ、人と組織が成長し続ける



VISION 05

⑤ 学びと知見を循環させ、人と組織が成長し続ける

01	制度を支える人材の育成	当基金が将来にわたり農林漁業を支え続けるためには、保証・保険制度を運営する職員一人ひとりの専門性と、組織全体としての知見の蓄積が不可欠。
02	経験と知識を組織の財産に	当基金は、現場から学び、人が育ち、経験を共有し、組織知を蓄積し、その知見を再び業務改善、制度改善、リスク管理、関係機関連携に活かす循環を大切にする。 一人の経験を、組織の財産にする。 一人の学びを、組織の学びにする。 一人の気付きを、組織の知恵にする。
03	学びと知見の循環	この学びと知見の循環を通じて、当基金は、安定的に役割を果たせる組織基盤を強化していく。

特集

令和９年度 農林水産関係予算概算要求について

大臣官房予算課長
中尾 学



1　はじめに

平素より農林水産施策の推進につきまして御理解・御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

はじめに、令和８年熊本地震、今夏の大雨被害等の自然災害により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さらに、こうした中で、独立行政法人農林漁業信用基金、都道府県農業信用基金協会の皆様をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。

この度は寄稿の機会をいただき、令和９年度農林水産関係予算の概算要求について御説明いたします。

2　全体のコンセプト

令和９年度農林水産関係予算の概算要求は、「『強く豊かな日本』投資枠」（以下「新たな投資枠」という。）も活用し、食料安全保障の強化等に向け、農林水産業の持続可能な成長を実現することを目的にしています。総額は３兆1,377億円であり、このうち「新たな投資枠」は4,272億円です。要求内容は、「日本成長戦略等を踏まえた潜在成長率の引上げ」と「農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化」の二つの柱で構成しています。また、要求額・内容を示さず事項のみの要求を行っているものもあり（いわゆる「事項要求」）、具体的な額・内容については、種々の情勢等を踏まえ、概算決定までの予算編成過程を通じて検討します。

3　テーマごとの内容

要求内容についてテーマごとに御説明します。

（1）日本成長戦略等を踏まえた潜在成長率の引上げ－「強く豊かな日本」投資枠の活用－

＜農業構造転換集中対策の着実な実施＞

令和７年度から令和11年度までに集中的・計画的に実施することとなっている農業構造転換集中対策として、農地の大区画化、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種の開発、農業機械の導入、輸出産地の育成等を着実に進めます。

＜フードテック・ＧＸの推進＞

日本成長戦略における戦略17分野であるフードテック（植物工場、陸上養殖、食品機械、新規食品）に関し、基盤技術の研究開発、スタートアップによる大規模実証、海外展開及び人材育成等を総合的に支援します。

また、環境負荷低減、気候変動適応、国産バイオマス活用等のＧＸ（グリーン・トランスフォーメーション）プロジェクトへの民間投資を促進します。

＜ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ 2027への対応＞

令和９年３月19日から開催される2027年国際園芸博覧会では、グリーン技術の産業見本市として、企業等の最先端のグリーン技術について、国際レベルでのビジネスマッチングを図り、成長投資へつなげることを目指しています。この2027年国際園芸博覧会の開催に向け、日本国政府出展等の運営、機運醸成、途上国の出展支援等を実施します。

＜林業・木材産業分野における成長産業化＞

川上から川下までの関係者の連携による生産性や付加価値向上の取組について、関連施策の優遇措置により国産材サプライチェーンの強靱化に向け重点的に支援を行っていくほか、林業適地における路網整備・再造林、スマート林業、花粉の少ない苗木の生産拡大を進めてまいります。

＜水産業分野における成長産業化＞

協業化・法人化等による経営基盤の強固な漁業経営体の創出、漁獲対象種・漁法の複数化など海洋環境の変化に対応した漁業・養殖業の推進を図るほか、スマート水産業、拠点漁港の周辺地域における水産加工業の拠点化・集約化等による水産物サプライチェーンの強靱化、拠点漁港の整備等を進めます。

（2）農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化

Ⅰ　食料安全保障の強化

＜新たな水田政策の創設＞

令和９年度からの新たな水田政策の創設については、本年６月から全国８ブロックで実施した地方説明会で頂いた御意見等を踏まえた上で、今後、単価等の詳細な制度設計を検討していくこととしているため、事項要求としています。このため、ここでは、現在までに決定している基本的な考え方について御説明いたします。

まず、水田活用の直接支払交付金等の抜本的な見直しについては、①非主食用米・業務用米の生産性向上、②麦・大豆・飼料作物等の作物ごとの生産性向上、③産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）を三本柱として進めてまいります。

具体的には、主食用米以外のコメ（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）について、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援するとともに、業務用米などについても、当面の間、より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援します。

また、麦・大豆や飼料作物の生産について、水田・畑に関わらず、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援します。

さらに、産地交付金について、水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直しを適時適切に実施するとともに、地域の実情に応じた効果的な産地形成が促進される仕組みへと見直します。

次に、日本型直接支払の見直しについてですが、まず、中山間地域等直接支払交付金については、傾斜によらない不利性を有する農地に関し、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に集落協定の対象農地へ位置付ける等の見直しを実施します。

また、多面的機能支払の見直しについては、共同活動が将来にわたり継続できるよう、外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組の支援など活動組織の支援を充実します。

さらに、環境保全型農業直接支払交付金を見直し、①みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とする、②農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減し、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とする、③水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとすることを内容

とする新たな環境直接支払を創設します。

＜国民理解の醸成・行動変容＞

農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成と行動変容を図るため、「農林漁業教育」や学校給食での地場産物等の活用など地域での食育、木育、和食文化の保護・継承等を支援します。

＜農業の生産基盤の強化＞

米・米粉の安定生産と需要拡大、麦・大豆の供給円滑化、野菜・果樹・花き・茶等の持続的な生産基盤強化、果樹・茶の生産量拡大、畜産・酪農の生産・流通対策等を進めます。

＜生産資材の確保・安定供給＞

堆肥のペレット化等による国内肥料資源の利用拡大、飼料生産組織の運営強化、飼料産地の形成、耕畜連携、国産飼料の流通・利用拡大等を支援します。

＜農産物・食品の輸出の促進＞

輸出産地・事業者の育成、戦略的なサプライチェーンの構築、輸出対応型施設の整備、海外拠点・商流開拓の体制強化を進めるとともに、知的財産の保護・活用、安定的な輸入の確保等を推進します。

＜合理的な価格の形成＞

食料システム法を踏まえ、コストや取引実態の調査、フードＧメンによる取引の監視等を実施します。

＜円滑な食品アクセスの確保＞

地理的・経済的な事情にかかわらず食料を円滑に入手できるよう、物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、中継共同物流拠点の整備など物流革新の取組や、フードバンクやこども食堂等の取組など食品アクセスの確保を支援します。

＜食品産業の持続的な発展＞

食品産業と農林漁業等の連携強化、地域の食文化を生かしたインバウンド消費の拡大に資する「食文化産業中核拠点」の創出を支援します。

Ⅱ　農地・人材・技術の強化による農業の持続的・創造的発展

＜地域計画を核としたサスティナブルな農業構造への転換＞

地域計画の実現に向けた担い手の農業機械等の導入、農地バンクの機能発揮・協力団体（農業委員会、農協、土地改良区、民間事業者等）との連携による農地集約化、新規就農者の育成・確保、雇用労働環境の整備等を支援します。

＜農業生産基盤の整備・保全＞

農地の大区画化等、水田の汎用化・畑地化、水利施設の計画的更新や省エネ・管理省力化、ため池の防災・減災対策、情報通信環境の整備など生産基盤・生活インフラの整備・保全を進めます。

＜生産性の向上に資するスマート農業の実用化・研究開発等の推進＞

スマート農業技術の開発・供給、スタートアップ等による研究開発・大規模技術実証・事業化、農業支援サービス事業者の育成、技術導入と併せて行う生産方式の革新、重要品種の育成・種苗生産及び各種政策課題に対応した研究開発を推進します。

＜経営安定対策の適確な実施＞

畑作物の直接支払交付金、収入減少影響緩和対策、収入保険、農業共済、野菜価格安定対策、畜産・酪農経営安定対策を適確に実施します。

＜家畜伝染病、病害虫等への対応強化＞

家畜伝染病の侵入防止・まん延防止、産業動物獣医師の確保、遠隔診療、飼養衛生管理の向上、野生動物対策、人獣共通感染症対策、クビアカツヤカミキリ等の病害虫の侵入・まん延防止及び総合防除等を進めます。

Ⅲ　農村の振興

農村における官民共創による地域課題の解決、人材育成、農福連携、農泊など「里業」の推進、棚田振興、中山間地域等における農用地保全、荒廃農地の解消、都市農業の振興等を総合的に支援します。

また、鳥獣被害防止に向けた柵整備、スマート鳥獣害対策、クマ・シカ・イノシシの捕獲、人材育成、ジビエ利用の拡大等を支援します。

Ⅳ　環境と調和のとれた食料システムの確立

みどりの食料システム法の計画認定に基づく取組の定着・拡大、有機農産物の広域流通に向けた産地形成に加え、環境負荷低減や気候変動適応、国産バイオマスの活用による地域循環経済の実現等を支援します。また、高温耐性品種や栽培管理技術の開発・導入、農作業中の熱中症対策、畜産・酪農及び食品産業における持続可能性に配慮した取組も進めます。

Ⅴ　百年つづく「森の国・木の街」の礎の確立

森林資源の循環利用を推進していくため、森林の集積・集約化、先進的な林業機械の導入、ＪＡＳ構造材やＣＬＴ等を活用した木造化、木材製品の輸出促進、特用林産物の競争力強化、山村地域の活性化、「森業」を通じた森林価値創造等の取組を支援するとともに、森林病害虫対策、花粉症対策を進めます。また、森林吸収源の機能強化や国土保全に資する森林整備、治山対策を着実に推進します。

Ⅵ　海洋環境の激変に適応するための水産業の強靱化

海洋環境の急激な変化に対応するため、海洋環境の急激な変化を的確に捉える資源調査・評価の推進及び管理体制の構築、赤潮等の被害軽減、国内外における秩序ある操業機会の確保等を進めます。また、漁業を魅力ある職業とするための働き方・職場環境の改善、新規就業者の受入体制の拡充、漁業経営安定対策の着実な実施、生産・流通・加工機能の拠点化やインフラの確保、海業など漁村の多角経営化を推進します。

4　事項要求

①新たな水田政策の実施に係る経費、②農業構造転換集中対策期間において機動的・弾力的に対応すべき事業の実施に係る経費、③「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた食料安全保障の強化に向けた対応に係る経費、④「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る経費、⑤「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費、⑥飲食料品に係る消費税率の引下げに係る対応に係る経費、⑦エネルギー・食料等国民生活を支える基盤の戦略的強化に要する経費については、「事項要求」としており、予算編成過程で検討します。

5　おわりに

今後、本年末の来年度予算概算決定に向けた調整を進め、引き続き、農林水産業に関わる皆様に御理解・御協力をいただきながら、予算を有効に活用し、農林水産業の成長産業化、食料安全保障の強化の実現などに取り組んでまいります。

参考：令和９年度農林水産予算概算要求の概要
令和9年度農林水産予算概算要求の概要：農林水産省

長野県農業信用基金協会



1 長野県の紹介

2026年８月に県政150周年を迎えた長野県は本州のほぼ中央に位置し、日本アルプスをはじめとする美しい山々に囲まれています。全国最多の８つの県と隣接する内陸県で、南北に約212kmと縦に長く、「信州」に由来する呼称で北信（ほくしん）、東信（とうしん）、中信（ちゅうしん）、南信（なんしん）の4つに分けられる地域では、それぞれ異なる気候や文化を有しています。

北信地域は日本海側の影響を受ける豪雪地帯が多く、夏は暑く冬は寒い気候が特徴です。県庁所在地の長野市には国宝善光寺やパワースポットの戸隠神社があり、日本有数のスキーリゾート、温泉地である志賀高原エリア、野沢温泉エリアはインバウンドが好調です。

東信地域は晴天率が高いことが特徴です。真田氏ゆかりの上田城がある上田市、日本屈指の避暑地である軽井沢、市内に11もの酒蔵が点在する佐久市があり、県内では最も首都圏とのアクセスが良いエリアです。

中信地域は日照時間が長く雨が少ない気候です。国宝松本城や山岳景勝地の上高地がある松本市、北アルプスの清らかな名水やわさびが有名な安曇野市、世界的マウンテンリゾートの白馬村があり、城下町の歴史文化と雄大な自然が融合するエリアです。

南信地域は太平洋側気候に近く、温暖で降水量が少ない気候です。リニア中央新幹線の駅工事が進む飯田市、子育て世代の移住先として人気がある伊那市、環境省の「星が最も輝いて見える場所」の第1位に選ばれた阿智村があり、地理的には愛知県・静岡県が近く、中京圏との結びつきが強いエリアになります。





約1400年の歴史を持つ善光寺



松本城と北アルプス

2 長野県の農業について

令和７年の総農家数は82,542戸、このうち販売農家は32,879戸でいずれも全国最多となっています。販売金額が1,000万円未満の農業経営体数は減少しているものの、1,000万円以上は増加傾向にあります。また、耕地の標高差が大きく（260m～1,490m）、農地の約８割が標高500m 以上に存在することが特徴です。

野菜、果実、花き、きのこを主とした園芸作物の生産が盛んで、令和６年の農産物産出額は3,790億円で全国第７位となっています。野菜は夏でも涼しい気候を生かした高原野菜の栽培が有名で、レタスとセルリーは全国第１位、ハクサイも全国第２位の生産量になります。果実は寒暖差の大きい盆地を中心に生産され、リンゴ、ブドウは全国第２位、モモの生産量は全国第３位になります。

標高700m～1,000mを超える涼しい高冷地気候や冬の晴天率が高い地域で栽培される花きは、カーネーション、トルコギキョウ、アルストロメリアの生産量で全国第１位です。長野県が全国生産量の約3～4割を占めるきのこは、北信地域にある中野市が中核を担っており、エノキダケ、ブナシメジが全国第１位の生産量となっています。



川上村のレタス畑



寒暖差で旨味が増す果物



花もちのよいトルコギキョウ



生産量日本一のきのこ

3 長野県農業信用基金協会の概要

当協会の役員は、理事13名（うち常勤1名）、監事3名の16名です。職員は25名（うち派遣職員2名、ＪＡトレニー1名）で、総務企画部（総務課・企画課）、業務部（農業審査課・生活審査課）、債権管理部（管理課）の3部5課体制により業務を行っています。

4 長野県農業信用基金協会の活動

当協会は「保証需要に的確に応え、農業・暮らし・地域活性化に貢献する」ことを中期経営計画（令和7年度～9年度）の基本目標とし、（１）保証機能の強化、（２）債権管理体制の強化、（３）経営基盤の強化、（４）業務運営体制の整備、の４項目を重点施策として取り組んでいます。本年度の最重要事項は、９年２月に迫った全国統一保証審査システムの円滑な導入です。

７年度の保証実績は住宅ローン、小口生活ローンが伸長したことから、新規保証引受額は622億円、保証実残高は3,964億円に達し、いずれも過去最高額を記録しました。しかし、農業資金の保証実残高割合は5.1％と低調であり、これまで以上に農業者の実態、資金需要に即した保証推進に取り組むことが必要です。

一方、求償権残高は７年度末で24億円となりました。近年の代位弁済が低水準で推移し、求償権の回収・償却を着実に進めてきたことから、ピーク時（平成25年）と比較して33億円を圧縮しているものの、依然として全国の農業信用基金協会で２番目の高い水準にあります。金利上昇や物価高騰等を要因とした住宅ローンの代位弁済増加が懸念される状況下で、引き続き、債権管理体制の強化に努めていきます。

ロシアのウクライナ侵攻長期化、出口の見えない中東紛争の影響等で日本の農業・経済は不透明な情勢が続いています。公的保証機関としての役割を十分認識し、農業者等が必要とする資金が円滑に活用できるよう、関係機関と連携し、積極的に業務を遂行してまいります。

鳥取県における原木しいたけのブランド化に向けた取組

鳥取県農林水産部森林・林業振興局



1 はじめに

鳥取県は、中国地方の北東部に位置し、日本海や中国山地など豊かな自然に恵まれており、県土の約74％を森林が占めています。この豊富な森林資源は、地域の暮らしや産業を支えており、森林は、豊かな水を育み、災害を防ぎ、生き物の生息地となるなど、様々な役割を果たしています。また、森林から生産される恵みは木材だけでなく、きのこやたけのこ、山菜などの「特用林産物」も地域にとって大切な資源です。本県では、きのこ類の生産が盛んであり、特に原木しいたけ栽培に力を入れて取り組んでいます。原木しいたけとは、クヌギやコナラなどの原木にしいたけ菌を植え付け、自然の力を生かして栽培されるしいたけであり、香りが高く、うま味が凝縮され、肉厚で食べ応えがあることが特徴です。本県には、国内唯一のきのこ専門の民間学術研究機関である（一財）日本きのこセンター（以下、「きのこセンター」）が所在しており、きのこセンターが開発したしいたけ菌「菌興115号」を用いて栽培した、原木しいたけ「とっとり115」は肉厚でジューシーであり、“味良し、香り良し、健康に良し”と県内外で高く評価されています。

2 原木しいたけブランドの確立に向けた様々な取組

本県では、こうした原木しいたけの更なる生産振興やブランド力向上に取り組んでおり、その中心となるのが「鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会（以下、「ブランド化協議会」）です。

ブランド化協議会は、生産者、関係団体及び行政が一体となり、鳥取県産原木しいたけの魅力を県内外へ発信するとともに、ブランド力の向上や販路拡大、消費拡大などに取り組んでおり、鳥取ブランドである「鳥取茸王」及び「とっとり115」等のPRや栽培技術の向上などを推進しています。特に県産原木しいたけの新たな魅力を発信するため、「鳥取県原木しいたけ料理コンクール」や「とっとり115フェア」などを開催し、家庭や飲食店での利用促進に繋がるよう取組を進めています。

「鳥取県原木しいたけ料理コンクール」においては、最優秀賞の受賞者を（一財）日本特用林産振興会が主催の「きのこ料理コンクール全国大会」に推薦しており、近年の全国大会において鳥取県代表は、最優秀賞の林野庁長官賞（令和５，６年度）や服部栄養専門学校長賞（令和７年度）を受賞しています。令和7年度の県内コンクール最優秀賞は、初めて高校生が受賞し、若い方にも原木しいたけの魅力が普及してきていると実感しています。





令和７年度最優秀賞
しいたけと挽き肉のセルクル詰め～味噌と粒マスタードのクリームソース仕立て～



飲食店での利用促進においては、毎年1月15日からの1カ月間を「とっとり115月間」とし、「とっとり115」の収穫時期である2月頃に「とっとり115フェア」を開催しています。このフェアでは、賛同いただけた飲食店で原木しいたけ「とっとり115」を活かした特別メニューを楽しむことができます。是非、フェア開催期間に鳥取県に足を運んでいただき、ラーメンやカレー、てんぷらなど、本県のブランドしいたけ「とっとり115」をご賞味ください。



販売されるとっとり115



また、原木しいたけの普及を促進するため、PRキャラクターに名前を付けることにしました。令和7年度に名称募集したところ、2,094件もの応募をいただき、「しぃ坊」に名称決定しました。「しぃ坊」は冬になるとほだ木（しいたけ菌を植え付けた木）の上に突然現れる「原木しいたけの妖精」であり、寒い時期になると現れ、気温が高くなってくるといなくなるような気まぐれな妖精です。この「しぃ坊」にはブランド化協議会の公式キャラクターとして、原木しいたけの普及・PR等、様々なイベントで活躍してもらっています。



鳥取県原木しいたけブランド化促進協議会公式キャラクター しぃ坊

原木しいたけの生産振興には、生産者一人ひとりの努力が欠かせません。原木しいたけ生産者は一年を通して丁寧な管理を行い、高品質なしいたけづくりに取組んでいますが、生産技術や経験は長年受け継がれ、本県原木しいたけの品質を支えています。本県では、原木しいたけの生産技術や品質向上並びに原木しいたけの認知を高め消費拡大を図るため、毎年「鳥取県しいたけ品評会」を開催しています。この品評会には多くの乾しいたけが出品され、最優秀賞受賞者には、林野庁長官賞を受与するなど、生産者の意欲向上や技術力の研鑽にもつながっています。また、出品された乾しいたけは、全農乾椎茸品評会に出展しており、令和7年度には鳥取県が団体優勝を果たしました。これは、通算7回目の受賞であり、本県のしいたけ品質の良さ、また、生産技術の高さが認められたものです。

こうした原木しいたけ生産の取組は、単なるしいたけ生産に留まらず、原木林の循環利用を通じた森林整備、中山間地域の活性化にもつながっています。豊かな森林と生産者の技術が育む「とっとり115」は、これからも本県を代表する特用林産物として、その魅力を発信し続けていきます。

3 アラゲキクラゲの生産

このほか、本県ではキクラゲ類の生産量が全国でも上位に位置しており、更なる生産量増大と生産技術の向上を目指していきます。鳥取県産のアラゲキクラゲをスーパーなどで見かけられたら、是非チェックしてみてください。

4 おわりに

今回は、鳥取県の原木しいたけを中心にご紹介しましたが、鳥取県にはまだまだおいしいものがたくさんあります。秋から冬にかけては、梨や柿、松葉がに、白ねぎなど、旬の味覚が盛りだくさんです。ぜひ鳥取県にお越しいただき、旬のおいしさを味わってみてください！

全国漁業信用基金協会　東京支所



1 東京都の紹介

東京都は、日本の政治・経済・文化の中心として発展し、世界有数の大都市圏を形成しています。都心には高層ビル群が立ち並び、国内外から多様な人々が集まり、昼夜を問わず活気に満ちています。国内総人口の約１割、1,400万人が集中する巨大都市です。

しかし、東京都の魅力は都市機能だけではありません。多摩地域や伊豆諸島・小笠原諸島の島しょ地域には、豊かな自然が残されています。島しょ地域へのアクセスは、定期客船や航空機などがあり、24時間の船旅を楽しめる場所もあります。島との出会いは、非日常を体験することができる貴重なひと時です。

また、一般の人が住むことができない、沖ノ鳥島や南鳥島など、国境離島も東京都です。

島しょ地域は「時がゆっくりと流れる癒し空間」として、評価され、火山島の雄大な地形、透明度の高い海、固有種の生態系など、世界的にも価値の高い自然環境が広がっています。



東京都心



神津島　多幸湾

2 東京都の漁業

大都市のイメージが強い東京都ですが、実は多様な漁業が営まれ、3つに区分されます。

（１）島しょ地域（伊豆諸島・小笠原諸島）
（２）東京内湾
（３）多摩川などの河川

島しょ地域は東京都の漁業生産の中心であり、20トン未満の小型漁船による1～2名の日帰り操業が大半を占めています。伊豆諸島ではキンメダイなどの底魚一本釣り漁業、マグロやカツオの曳縄漁業、小笠原諸島ではメカジキやソデイカの縦縄漁業、ハマダイやハタ類などの底魚一本釣り漁業が行われています。東京内湾ではアサリ、スズキ、アナゴなど「江戸前」の魚介類を都民に提供しています。多摩川や江戸川では、シジミやアユ、ウナギが、多摩地域では、イワナ、ヤマメ、ニジマスに加え、東京都が開発した「奥多摩やまめ」が養殖されています。

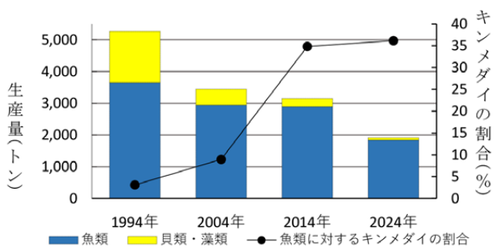
一方、漁業者を取り巻く環境は厳しさを増し、以下の課題が顕在化しています。

（１）資源管理や海洋環境の変化への対応
（２）人材の確保・育成とデジタル技術の活用
（３）食育活動の充実など多面的機能の発揮
（４）燃油・資材等の高騰対策

島へのご案内　出展：（公財）島しょ振興公社

国境離島　出展：東京都

水産業振興プラン　出展：東京都



キンメダイへの偏りと貝類・藻類の激減
島しょ地域の漁業生産量

漁業者をはじめ関係者は、こうした課題に対応していくため、東京都が2021年6月に策定した「水産業振興プラン」の下、東京の水産業を持続可能で競争力のある産業への転換していくために、日々努力しています。

3 東京支所の概要

東京支所は、港区に事務所を構え、レインボーブリッジを望む立地にあります。広域を対象とする支所として、漁業者・漁協だけでなく、東京都、町村、関係団体との連携が重要であり、行政・金融・漁業のハブとして機能しています。

- 所　在　地：東京都港区港南四丁目７番８号
- 電　話　番　号：03-3458-2431
- Ｅ - Ｍ Ａ Ｉ Ｌ：tokyo@zengyoki.or.jp
- 全国協会理事：岩田光正
- 会　員　数：34 会員
- 出 資 金 総 額：363,700 千円（'26.3.31 現在）
- 債務保証残高：814,064 千円（'26.3.31 現在）
- 職　員　数：３名

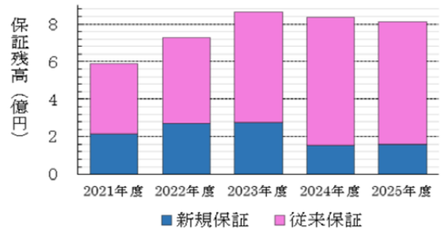


東京支所
（都漁連水産会館３Ｆ）



支所のみなさん
（支所長 岩田理事 執行役員 会計主任）





近年の保証残高は8億円程度で『安定』
保証残高の推移

4 東京支所の取り組み

東京都の漁業は、海洋環境の変化、就業者の高齢化、資材価格の高騰など、全国と同様の課題を抱えています。さらに、生産地の大部分が離島である東京ならではの特性が存在します。こうした状況の中、東京支所では、中期目標・計画（2026～29）に基づき、以下の取り組みを進めています。

■中期目標

漁業者・漁協の円滑な資金調達に対応できるよう、引き続き一定の収益確保に努め、2029年度決算の目標は「収支均衡」としています。

■具体的な取組

○系統団体や東京都、町村との連携強化
○保証委託者の発掘と事業等の積極的なPR
○漁海況情報収集と期中管理による事故防止
○金融環境変化に対応した財務収支の向上
○効率的、効果的な業務を運営

東京支所は、都市部の強みを活かしつつ、漁業者を支える金融インフラの一つとして、今後も東京都の漁業振興に寄与していきます。



～ Menu ～　島の食材 盛りだくさん
・キンメダイの煮つけ・地魚の刺身盛り合わせ・くさや
・明日葉の和え物・パッションフルーツ

漁師民宿のご馳走　※イメージ

群馬県農業共済組合



1 群馬県の紹介

群馬県の形は、鶴が大空を舞っているような形になぞられることから、「つる舞う形の群馬県」という言葉でよく形容されます。群馬県の歴史や名所、人物などを題材にした郷土かるた「上毛かるた」の読み札の一つで、この言葉は県民なら誰もが耳にしたことのある言葉です。

関東地方の北西部に位置する県で、県西部・北部には山々が連なり、豊かな自然に恵まれた内陸県です。日本では数少ない「海なし県」のひとつでもあります。

人口は約186万人、県庁所在地は前橋市です。一方、交通や商業の拠点として大きな役割を担っているのが高崎市です。

高崎駅には上越新幹線、北陸新幹線が乗り入れ、首都圏と新潟、長野、北陸方面を結ぶ重要な交通拠点となっています。また、高速道路も関越自動車道、上信越自動車道、北関東自動車道が県内を通り、首都圏や信越、東北方面へのアクセスに恵まれています。首都圏からのアクセスの良さに加え、豊かな自然や暮らしやすさが評価され、令和７年の「移住希望地ランキング」では２年連続１位となるなど移住先としての注目も高まっています。

県内には多くの温泉地があり、草津温泉をはじめ伊香保温泉、水上温泉、四万温泉、万座温泉など全国に名の知れた温泉地が点在しています。草津温泉は、令和８年の「じゃらん人気温泉地ランキング」で「もう一度行ってみたい温泉地」で１位に選ばれるなど日本を代表する温泉地として高い人気を誇っています。





草津温泉

2 群馬県の農業

首都圏に近く、高速道路などの交通網も整っているため、農産物を新鮮なうちに届けやすいという強みがあります。また、標高差に富んだ地形や地域ごとの気候を生かし、さまざまな農産物が生産されています。

代表的な農産物の一つがキャベツです。標高の高い嬬恋村では、夏でも涼しい気候を生かした夏秋キャベツの生産が盛んで出荷量は、農林水産省の「令和６年度野菜生産出荷統計」で55年連続全国1位となっています。

また、県北部の昭和村、渋川市、沼田市などはこんにゃくいもの一大産地として知られています。「令和７年産作物統計調査」では栽培面積が全国の約93%を占め、全国１位となっています。

そして、本県の農業を語るうえで欠かせないのが養蚕です。かつては多くの農家が蚕を育て、繭から生糸を生産していました。その歴史を象徴するのが富岡製糸場で、養蚕と製糸業の発展は地域の産業を支えました。

このように、本県農業は、首都圏に近い地理的な利点と、豊かな自然や地域ごとの気候を生かして発展してきました。



嬬恋村のキャベツ畑

3 群馬県農業共済組合の概要

- 本 所 所 在 地：群馬県前橋市大友町一丁目３番地の 12
- 理　　事：16 名
- 監　　事：３名
- 職　　員　数：152 名（令和８年７月現在）



4 群馬県農業共済組合の活動

平成22年４月、県内全域を区域とした群馬県農業共済組合（ＮＯＳＡＩぐんま）が発足しました。本所を前橋市に置き、発足当初は県内11支所・3家畜診療所で事業を展開してきましたが、現在は、4支所・1家畜診療所の体制で県内農業者の経営を支える活動に取り組んでいます。

近年、地球温暖化などの気候変動により、猛暑や渇水、集中豪雨、大規模地震などの自然災害が頻発、激甚化しています。加えて肥料・飼料・燃油の生産資材価格も高騰しており、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうした自然災害や生産コストの上昇など、さまざまリスクが農業経営に大きな影響を及ぼしています。

このような状況の中、本組合は「収入保険制度」と「農業共済制度」の二つの農業保険制度の必要性を農業者に周知し、加入推進に積極的に取り組んでいます。また、災害によって農作物や農業施設に被害が発生した際は、迅速に被害状況を確認し早期に共済金が支払われるよう努めています。

さらに、行政、関係機関と連携を図りながら、無保険者の解消に努め、すべての農業者に安心を届けることを心掛けています。

農業者の皆さまが将来にわたって安心して営農を続けていく支えとなるべく、農業保険制度の普及・推進に全力で取り組み、農業の持続的な発展に貢献していきます。

特集

農業近代化資金融通法の一部改正について

農林水産省経営局金融調整課長
白石 知隆



平素より農政の推進につきまして御理解・御協力を賜り、御礼申し上げます。

はじめに、令和８年熊本地震や各地で豪雨等の自然災害が発生しており、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

都道府県農業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金をはじめ、農業信用保証保険業務に携わっておられる皆様におかれましては、農業経営に必要な資金供給の円滑化に向けて御尽力いただいておりますことに敬意と感謝を申し上げます。また、厳しい経営環境の下にある農林漁業者への資金供給を支えるため、関係機関が連携しながら対応いただいておりますことに改めて感謝申し上げます。

我が国の金融をめぐって

我が国の金融をめぐっては、改めて申し上げるまでもなく、日銀の政策金利の引き上げ等に伴い、預貯金金利や住宅ローン金利の上昇など、農業信用基金協会の事業面・経営面でも影響を及ぼし始めており、各協会においても金利のある世界を前提とした事業運営が求められる状況となっております。

このような中、本年４月に成立した農業近代化資金融通法の一部を改正する法律が10月１日に施行されました。制度の根幹に関する大きな改正は、約30年ぶりとなったところですが、この間、一経営体当たりの経営面積や飼養頭数は大きく拡大しており、一経営体当たりの借入額についても約10倍と大幅に増加しております。今後は地域計画に位置付けられた農業者等を中心に、担い手の規模拡大や事業の多角化に伴う資金需要がさらに拡大していくことが見込まれており、こうした資金需要に対し、改正後の農業近代化資金を活用しながら円滑かつ適切に対応することが求められます。

農業近代化資金融通法の改正（農業経営高度化資金の創設）

農業近代化資金の拡充内容としては、従来の資金を一般資金として存置した上で、「農業経営高度化資金」という新たな資金メニューを創設し、地域計画に位置付けられた農業者等に対して、貸付限度額を個人２億円、法人等７億円まで大幅に引き上げるとともに、償還期限を20年以内に延長するほか、資金使途に農地等取得資金や前向借換資金を追加したところです。

●貸付対象者

農業経営高度化資金は、目標地図に位置付けられた者（位置付けられることが確実な者として市区町村から証明を受けた者を含みます。）及び耕種農業以外の主業農業者等を対象としております。

●資金使途

今回の改正により、農業経営の改善に必要な農地等取得資金を資金使途に追加しました。

また、負債を抱え現在その償還負担により前向きな取組に踏み切れない農業者等が、将来を見据えて持続可能な経営へ転換するための農業経営の改善を後押しすることを目的として、前向借換資金を追加しました。

●貸付限度額

貸付限度額については、個人２億円、法人等７億円まで引き上げるとともに、法人等が大臣特認を受けた場合には、その承認額まで貸付可能としております。

●償還期限及び据置期間

資金使途に関係なく一律償還期限20年、据置期間７年の範囲内で適正な期間を設定することを可能としたところです。これにより、融資対象物件の実態に合わせた償還期限が設定できるようになります。

農業経営改善関係資金基本要綱の改正

農業近代化資金制度の改正に併せて、農業者等に必要な資金が的確に供給されるよう、農業経営改善関係資金基本要綱を改正し、円滑な融資に向けた基本的な手続きを改めたところです。

●民間制度資金と公庫資金の役割分担の見直し

今回、農業近代化資金と公庫資金の役割分担の見直しを行い、金額基準を撤廃し、農業近代化資金を基本としつつ、公庫資金も柔軟に活用できる仕組みとしました。ただし、農業者等の意向等に応じて、公庫資金を活用することも可能です。

●債権保全措置における金額基準の見直し

改正前は、各農業信用基金協会が本要綱の対象とする各資金の貸付対象者及び貸付限度額等を踏まえて定める無担保・無保証人となる金額水準を示しておりましたが、この金額水準を廃止し、各協会の自主性及び自由度を尊重する見直しを行ったところです。

●手続きの簡素化・迅速化

農業者等への適時適切な資金供給に向けて融資審査の迅速化を図るため、審査書類の一部に不備があっても融資機関から、関係機関（保証機関、都道府県等）に前広に情報提供できる手続きを追加し、各機関において正式な書類の提出を待たず、事前に審査準備（仮審査）を進められるようにしました。

あわせて、経営改善資金計画書の正式な受理から融資可否通知までの期間を、標準的な案件について１ヶ月半から15営業日以内を目標とする見直しを行いました。

なお、案件の内容に応じて柔軟に対応できる仕組みも設けております。

●同一融資対象への併せ貸しの解禁

これまでも農業近代化資金と公庫資金の同時借入は可能でしたが、同一の融資対象（例：同じ建物の取得）に対する併せ貸しは不可としておりました。昨今の投資金額の拡大を踏まえ、民間金融機関と日本政策金融公庫との協調融資を促進し、大型化する施設の取得等を支援する観点から、今般、同一融資対象への併せ貸しを解禁しました。

●借入者への伴走支援

融資規模が拡大する中で、民間金融機関においては、融資実行後も借入者の財務状況や経営状況等の把握に努めることが重要です。このため返済に係るリスク管理を適切に行い、経営悪化の兆候が認められる場合には、関係機関と連携しながら、早期再生や再生後の持続可能な経営再建に向けた支援など、経営のライフステージに応じて積極的な支援に努めていただくよう明記したところです。

農業信用基金協会への期待

農業近代化資金は、都道府県が自治事務として運営する制度資金であり、貸付条件は都道府県が設定する仕組みとなっております。今回の制度改正を踏まえた詳細な対応については、各都道府県とよく協議していただくことが重要と考えており、引き続き都道府県や融資機関等の関係機関と連携しながら、制度の円滑な運営に御協力いただくことを期待しております。

また、農業近代化資金に係る債務保証は、農業信用保証保険法第８条において、農業信用基金協会の本来業務として位置付けられております。改正後の農業近代化資金の拡充部分についても現行制度の枠組みの中で債務保証の対象となるため、制度改正に伴う新たな利用者ニーズに対して円滑な保証対応が可能となっております。改正農業近代化資金融通法の施行に併せて、適切な運用に向けた御協力をお願いいたします。

加えて、農業経営改善関係資金基本要綱の改正により、融資対象物件以外の担保や経営者以外の第三者の個人連帯保証を徴求しない限度額の金額水準が削除された趣旨を踏まえ、利用環境が実質的に後退することがないよう農業者視点での柔軟な対応をお願いいたします。

おわりに

農業経営を支え、食料の安定供給を確保していく上で、農業金融が果たす役割は大きく、信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完する農業信用保証保険制度は、農業金融の円滑化を支える重要な制度です。

改正後の農業近代化資金が農業者等の経営改善に利用され、農業所得の向上等に寄与していくことがなによりも重要です。

加えて、生産資材費の高騰や農畜産物価格の低下などの影響を受ける農業者等の資金繰りへの対応も重要となっております。

農業信用基金協会の皆様におかれましては、様々な利用者ニーズに的確に応えられるよう、時代の変化を踏まえた業務運営の高度化と経営基盤の強化に不断に努めていただくことを期待しております。

農林水産省としても、今後とも農業信用保証保険業務に携わる皆様をはじめ関係各位と意思疎通を図りながら、農業経営の発展を支える施策の充実に取り組んでまいりますので、引き続き御協力をお願いいたします。



●事務所移転に関するお知らせ

当基金が従前入居しておりましたコープビルは、都市再開発事業に伴い建て替え工事が行われており、その間、仮事務所にて業務を行ってまいりました。このたび、建設中の新ビルが完成し、当基金におきましても、令和８年9月24日より、下記住所へ移転する運びとなりましたので、お知らせいたします。

新所在地

〒101-0047
東京都千代田区内神田一丁目1番16号
大手町ゲートビルディング５階

アクセス

東京メトロ丸の内線・東西線・千代田線・半蔵門線、都営三田線「大手町」駅 徒歩約3分
JR京浜東北線・山手線・中央線、東京メトロ銀座線「神田」駅 徒歩約6分

電話番号

企画調整室企画調整課	03-3434-7813
企画調整室ＩＴ活用課	03-3434-7814
総務部総務課	03-3434-7815
総務部人事課	03-3434-7816
総務部経理課	03-3434-7817
監理室	03-3434-7819
農業統括部企画推進課	03-3434-7820
農業統括部農業共済課	03-3434-7832
農業信用保険業務部引受審査課	03-3434-7821
農業信用保険業務部保険業務課	03-3434-7822
農業信用保険管理部期中管理課	03-3434-7823
農業信用保険管理部支払審査課	03-3434-7824
林業信用保証管理部企画推進課	03-3434-7825
林業信用保証業務部引受審査課	03-3434-7826
林業信用保証業務部審査総括課	03-3434-7827
林業信用保証管理部管理課	03-3434-7828
漁業調整部企画推進課	03-3434-7829
漁業調整部管理課	03-3434-7830
漁業業務部信用保険課	03-3434-7831
漁業業務部漁業共済課	03-3434-7833

令和７事業年度決算の概要

独立行政法人農林漁業信用基金では、令和７事業年度決算を令和８年６月26日に主務大臣に提出し、７月16日に承認を得ましたので、その概要についてお知らせいたします。

なお、決算の詳細（勘定別を含む）につきましては、信用基金のホームページからご覧ください。
https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/kouhyou04.html
（注）文中及び表中の計数については四捨五入しております。

Ⅰ 決算の概要

（１）法人全体の概要

① 貸借対照表

資産残高は、260,913百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金75,402百万円、有価証券94,400百万円、貸付金51,730百万円、寄託金16,901百万円などとなっています。また、負債残高は、38,239百万円となりました。その主な内訳は、政府事業交付金7,990百万円、責任準備金4,699百万円、保証債務19,454百万円などとなっています。

純資産残高は、222,674百万円となりました。その主な内訳は、資本金163,150百万円（政府出資金129,088百万円、地方公共団体出資金5,213百万円、民間出資金28,849百万円）などとなっています。

② 損益計算書

業務経費や一般管理費（人件費含む）などの経常費用は、7,991百万円となりました。また、事業収入や財務収益などの経常収益は、8,170百万円となりました。この結果、当期総利益は、811百万円となり、利益剰余金に積み立てました。

（２）勘定ごとの概要

〔総括〕

５勘定のうち、林業信用保証、農業保険関係の２勘定が当期純損失を計上し、農業信用保険、漁業信用保険、漁業災害補償関係の３勘定は当期純利益を計上しました。なお、当期純損失を計上した２勘定については、それぞれ損失額と同額を前中期目標期間繰越積立金から取崩し、補填したことから、最終損益は「0円」となりました。（勘定ごとの概要は以下のとおり）

① 農業信用保険勘定

本業である保険事業収支は938百万円の黒字、それ以外の収支は533百万円の赤字となり、当期純利益は405百万円となりました。

② 林業信用保証勘定

本業である保証事業収支は157百万円の赤字、それ以外の収支は492百万円の赤字となり、当期純損失は649百万円となりました。

③ 漁業信用保険勘定

本業である保険事業収支は691百万円の黒字、それ以外の収支は323百万円の赤字となり、当期純利益は368百万円となりました。

④ 農業保険関係勘定

経常費用は26百万円、経常収益は25百万円となり、当期純損失は1百万円となりました。

⑤ 漁業災害補償関係勘定

経常費用は28百万円、経常収益は67百万円となり、当期純利益は38百万円となりました。

Ⅱ 貸借対照表

（単位：百万円）

科目		農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	法人単位
資産の部	流動資産	49,936	28,080	36,163	1,431	9,529	125,139
	現金及び預金	25,365	25,498	23,367	1,025	147	75,402
	有価証券	5,400	2,000	3,500	400	－	11,300
	短期貸付金	18,586	540	8,914	－	9,318	37,358
	その他	585	42	383	6	63	1,079
	固定資産	41,949	37,640	34,319	2,406	6	116,320
	有形固定資産	756	52	43	2	2	855
	投資有価証券	33,200	20,300	27,200	2,400	－	83,100
	長期貸付金	7,339	131	6,902	－	－	14,371
	寄託金	－	16,901	－	－	－	16,901
	その他	654	256	174	4	4	1,093
	保証債務見返	－	19,454	－	－	－	19,454
資産合計		**91,885**	**85,174**	**70,482**	**3,837**	**9,535**	**260,913**
負債の部	流動負債	870	2,045	6,943	13	3,383	13,255
	引当金	32	901	27	1	1	961
	政府事業交付金	357	977	6,656	－	－	7,990
	その他	481	168	260	12	3,383	4,304
	固定負債	4,907	451	130	35	8	5,530
	引当金	252	392	86	35	8	773
	責任準備金	4,655	－	44	－	－	4,699
	その他	－	59	－	－	－	59
	保証債務	－	19,454	－	－	－	19,454
負債合計		**5,777**	**21,951**	**7,073**	**48**	**3,391**	**38,239**
純資産の部	資本金	44,328	60,294	49,106	3,601	5,821	163,150
	資本剰余金	11,502	▲ 12	367	－	－	11,856
	利益剰余金	30,278	2,942	13,936	189	323	47,668
純資産合計		**86,108**	**63,224**	**63,409**	**3,789**	**6,144**	**222,674**
負債純資産合計		**91,885**	**85,174**	**70,482**	**3,837**	**9,535**	**260,913**

Ⅲ 損益計算書

（単位：百万円）

科目	農業信用保険勘定	林業信用保証勘定	漁業信用保険勘定	農業保険関係勘定	漁業災害補償関係勘定	法人単位
経常費用	4,997	1,467	1,473	26	28	7,991
業務経費	3,996	721	842	1	1	5,561
うち保険・保証事業に係る費用（A）	(3,996)	(721)	(841)	(－)	(－)	(5,558)
一般管理費	1,001	746	630	26	21	2,424
財務費用等	－	－	－	－	7	7
経常収益	5,409	824	1,845	25	67	8,170
事業収入	4,943	617	1,535	－	65	7,159
うち保険・保証事業に係る収入（B）	(4,934)	(564)	(1,532)	(－)	(－)	(7,030)
財務収益等	467	207	310	25	2	1,010
臨時損失	7	6	4	0	0	17
当期純利益又は当期純損失（▲）	405	▲ 649	368	▲ 1	38	161
前中期目標期間繰越積立金取崩額	－	649	－	1	－	650
当期総利益	**405**	**－**	**368**	**－**	**38**	**811**

（参考）

保険・保証事業に係る収支（B-A）	938	▲ 157	691

（注）「法人単位」は、５勘定の合計額を基本としていますが、一部、勘定間の調整を行っている科目があるため、一致しない場合があります。

● 信用基金の動き

7/16 令和７年度財務諸表について主務大臣の承認。

7/23 農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会。

8/28 令和７年度の業務実績に係る評価結果について主務大臣が総務省に通知。

9/24 仮移転事務所から新事務所に移転、業務開始。（新事務所については、19頁参照）。

10/6 10/9 10/15 運営委員会を開催し、令和7年度の業務実績に係る評価結果及び決算等について報告。

● 人事異動

令和８年7月30日付

退職
総括調整役　山田 裕典
[農林水産省大臣官房検査・監察部調整・監察課長へ]

令和８年7月31日付

総括調整役　加藤 貴司
[関東農政局次長より]

編集後記

「基金 now」10 月号をお読みいただきありがとうございます。

令和８年熊本地震や各地で発生した豪雨等自然災害により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

この度、当基金は仮移転先の港区愛宕から千代田区内神田へ戻ってまいりました。

約 5 年半の間愛宕におりましたが、個人的にはあっという間の仮移転期間でした。

振り返ると、東京タワーが近くにあり、28 階からの眺めはとても綺麗でいつも昼休憩の時間は窓からの景色を堪能していました。東京タワーのライトアップも日ごとに変わるので、残業の際の励みとなっていました（笑）。お気に入りのお店のランチの味も、少しずつ恋しくなっています。短い期間ではありましたが、港区のビジネスマンになれて、貴重な経験ができました。

ビル建て替え後の新しい事務所へは、総務課をはじめ、プロジェクトチームの尽力もあり無事に移転できました。ワンフロアに全役職員がおり、各機能を備えたスペースも確保され、何より新しく綺麗で過ごしやすいです。

建て替え前のコープビルは５階と 11 階に事務所があったので、用がある度に階を行き来したり、空調が切れて窓を開けながら互助会が行われたりしましたが、その時間が懐かしく感じられます。

久しぶりに戻った内神田は、変わらない場所もあれば新規の飲食店もできたりして、懐かしさと新しさが混在しているように感じます。早速ランチ開拓、再始動です。

広報誌編集担当 U

基金now　2026 年 10 月号　Vol.22　2026 年 10 月 30 日発行

［編集・発行］　独立行政法人　農林漁業信用基金　企画調整室　企画調整課
［問 合 せ 先］　〒101-0047　東京都千代田区内神田一丁目１番 16 号　大手町ゲートビルディング５階
TEL：03-3434-7813　MAIL：kikaku@jaffic.go.jp